

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免に関する規則をここに公布する。

令和2年6月26日

聖籠町長 西脇道夫

#### 聖籠町規則第16号

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、聖籠町国民健康保険税条例(昭和34年聖籠町条例第9号。以下「条例」という。)附則第17項に規定する国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「前年」とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間をいう。

(減免対象保険税)

第3条 条例附則第17項の規定による減免の対象となる保険税は、令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が定められているものとする。ただし、聖籠町国民健康保険の資格を取得した日から14日以内に加入手続きが行われなかったため、令和2年1月分以前の保険税の納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に定められている場合については、令和2年2月分以降の保険税とする。

(減免額)

第4条 条例附則第17項の規定により保険税の減免を行う場合の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 附則第17項第1号に掲げる場合 保険税額の全額

(2) 附則第17項第2号に掲げる場合 別表により算出した額

(申請期限)

第5条 条例附則第18項に規定する規則で定める期限は、第3条に規定する

期間中に定められているそれぞれの普通徴収の納期限までとする。ただし、町長がやむを得ないと認める特別な理由があるときは、この限りでない。

(減免の審査及び通知)

第6条 町長は、減免の申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査の上、承認又は不承認の決定を行い、その旨を通知するものとする。

(減免の取消し)

第7条 町長は、減免を受けた世帯が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、減免を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により保険税の減免を受けたとき。
- (2) 条例附則第17項に定める要件に該当しなくなったとき。

(文書の様式)

第8条 条例附則第18項の規定による申請書の様式及び第6条の規定による通知書の様式は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

文書の様式
新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免申請書 別記様式第1号
新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免承認（不承認）通知書 別記様式第2号

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

別表（第4条関係）

$\text{減免額} = A \times B / C \times D$
A：対象世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B：世帯の生計を主として維持する者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
C：被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

D：世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得金額に応じた減免の割合

前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

備考

- 1 事業等の廃止、失業等の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免の割合を10分の10とする。
- 2 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険税軽減を行うこととし、条例附則第17項の規定による給与収入の減少に伴う保険税の減免は行わない。ただし、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合には、次の（1）及び（2）により合計所得金額を算定する。
  - （1） Cの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いる。
  - （2） Dの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用いる。

別記様式第1号

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免申請書			
			年 月 日
<p>聖籠町長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 (世帯主) 氏 名 ㊦ 電話番号</p>			
下記のとおり減免して下さるよう申請します。			
世帯の生計を主として維持する者	□申請者と同じ(申請者と異なる場合は下記に氏名・住所を記載)		被保険者記号・番号
	氏名		記号
	住所		番号
減免を申請する国民健康保険税	年度	年度分国民健康保険税	納税義務者氏名
	税額	円	
減免を必要とする理由			
□	新型コロナウイルス感染症により、世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったため(死亡診断書の写し又は医師による診断書等を添付)		
□	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれ、以下のアからウのすべてに該当するため(収入の減少が確認できる書類を添付) ア 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。 イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 ウ 収入減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。		
申請が遅れた理由(申請日時点で納期限経過後の国民健康保険税の減免を申請する場合)			

別記様式第2号

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免承認（不承認）通知書								
						年	月	日
住所 氏名		様		聖籠町長		印		
年 月 日付けで申請されました新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免については、下記のとおり承認・不承認と決定したので通知します。								
通知書番号	第 号			年 度	年度			
当初税額	円			減免税額	円			
内 訳		期別	当初税額	減免税額	期別	当初税額	減免税額	
	五歳分および後期高齢者支援金分							
	介護分							
	国民健康保険税額							
	五歳分および後期高齢者支援金分							
	介護分							
	国民健康保険税額							
	五歳分および後期高齢者支援金分							
	介護分							
	国民健康保険税額							
	五歳分および後期高齢者支援金分							
	介護分							
	国民健康保険税額							
	五歳分および後期高齢者支援金分							
	介護分							
	国民健康保険税額							
備考								

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。